

情産 29-40  
平成 29 年 2 月 23 日

## 意見書

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

104-0028 東京都中央区八重洲 2-8-1 日東紡ビル 9 階  
一般社団法人 情報サービス産業協会

会長 横塚裕志

「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申～移行後の IP 網のあるべき姿から(案)に関し、別紙の通り意見を提出します。

担当事務局 尾股達也  
03-6214-1121

章	頁	意見
4. 移行に伴い終了するサービス等に関する利用者利益の保護	17 ページ	<p><b>【意見箇所】</b></p> <p>4.1.2 具体的方向性（考え方）</p> <p>（1）INS ネット（デジタル通信モード）の終了に伴う対応</p> <p>NTT 東日本・西日本が、「補完策（メタル IP 電話上のデータ通信）」の提供可否を「可能であれば 2016 年度内」に、また、当該補完策の提供開始時期及び INS ネット（デジタル通信モード）の終了時期を「可能な限り 2017 年度の早い時期」に、それぞれ公表するなどの考えを表明していることも踏まえ、NTT としては、次の点に留意して対応を行う必要がある。</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>(1) 方向性について</p> <p>・一般社団法人 情報サービス産業協会（JISA）EDI タスクフォースでは平成 28 年 10 月に「INS ネットデジタル通信モード終了による EDI への影響と対策 V1.1.2」を公表し、PSTN（公衆交換電話網）から IP 網への移行の全般的な考え方は、正しい方向性であるとしています。</p> <p>（ご参照：<a href="http://www.jisa.or.jp/publication/tabid/272/pdid/EDI_report/Default.aspx">http://www.jisa.or.jp/publication/tabid/272/pdid/EDI_report/Default.aspx</a>）</p> <p>従いまして、INS ネット（デジタル通信モード）を使用している現行 EDI は、他の代替手段に移行を行う必要がありますが、NTT 東西提供の代替策（データコネク等）では、EDI 用途（汎用性や複数企業間の相互接続が必要）では適さないため、グローバルで主流になりつつあるインターネット EDI への移行を行うべきだと考えます。</p> <p>(2) INS ネット（デジタル通信モード）サービス終了時期及び補完策の早期公表について</p> <p>・利用者全ての他の代替手段への移行が完了するまで長期間を要するため、十分な移行期間（5～10 年程度）を設ける必要があり、INS ネット（デジタル通信モード）サービス終了の後ろ倒しと補完策のセットで検討を進める必要があると考えます。</p> <p>・但し、補完策は NTT 東西提供の検証環境での JISA（EDI タスクフォース）テスト結果により、IP 化によるデータ伝送遅延（状況にもよりますが、現行の INS 利用と比較して 1. 2～3. 0 倍程度）が発生することが判っており、補完策（メタル IP 電話上のデータ通信）はインターネット EDI 等への移行が INS ネット（デジタル</p>

		<p>通信モード) の終了時期までに完了しなかった場合の期間限定の「救済策」の位置づけとすべきと考えます。</p> <p>(JISA の補完策検証環境テスト結果については、NTT 東西のホームページにて公表しています</p> <p>NTT 東 : <a href="http://web116.jp/phone/testbed/results.html">http://web116.jp/phone/testbed/results.html</a></p> <p>NTT 西 : <a href="http://www.ntt-west.co.jp/denwa/testbed/result.html">http://www.ntt-west.co.jp/denwa/testbed/result.html</a> )</p> <p>・各業界団体や企業にて、インターネット EDI への移行を円滑に進めるためには、上記「補完策」の特性(データ遅延)を理解し、位置づけを判断した上で移行計画を立てる必要があり、NTT 東西より「INS ネット(デジタル通信モード)の終了時期」及び「補完策」の内容(特性や価格に関する考え方等)を早期に発表すべきと考えます。</p> <p>また、「補完策(メタル IP 電話上のデータ通信)」は、期間限定の「救済策」の観点から、NTT 東西より提供終了時期も同時期に公表すべきだと考えます。</p> <p>(3)電気通信サービス終了時のルール化について</p> <p>・上記の様に EDI で利用している電気通信サービスが終了する場合、十分な移行期間(業界団体や企業による代替手段の検討～代替手段の準備～全接続相手との移行調整・移行テスト等)が必要となるため、あらかじめ、電気通信サービス終了に関する一定のルール(代替サービスの準備や十分な期間を設けた事前周知等)が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--	--